

業務部速報

No. 18

発行 16. 9. 30

JR東労組 業務部

申2号

『運輸職場における運転士から車掌への部内運用中止を求める緊急申し入れ』交渉 第4回交渉！！

本日、申2号について4回目となる交渉を行いました。『横浜支社における要員問題に関する JR 東労組の考え方』に基づく申2号第2項補足項目（その1）について、全ての項目を議論し終えました。主な内容は以下の通りです。

補足4 逼迫した需給状況の中で、現在員が標準数を下回る等の事態が生じた場合の要員確保に向けたプロセスを明らかにすること。
要員確保、逼迫した状況の解消に向けたプロセスとして、以下の優先順位を労使で確認！

1. 職名に応じた業務を行うことが基本・原則。業務量に応じた必要な要員を確保・配置するのは会社の責任であり、まずは必要な要員の配置を検討・実施する。
2. 区所間での行路の持ち替え等、業務量調整を検討・実施する。
3. 調整可能な研修や出張について振替（時期、参加者）を検討・実施する。

補足5 現在員が標準数を下回る等の事態が生じた場合は、安全の確保、社員の健康、職名に基づく業務遂行の原則、本来業務に集中できる環境を整えるため、適正要員の確保までの間、一時的にMy Project、各種委員会活動を中止すること。
会社 ・可能な範囲で日程や参加者の調整を行う。 **このような状況でも中止しない会社と対立！！**
・ただし、マイプロはスケジュール含め社員の発意に基づき行っている活動。社員の成長と会社の将来のために必要であり、現在員が業務量を下回っても中止はしない。

補足6 ワークライフバランスの観点から、休職、休暇、育児・介護勤務等の活用状況、区所の規模等の特性、社員の健康状態等、区所の社員構成に基づく標準数の算定基準に改めること。また、次期ダイヤ改正時に新たな標準数の算定基準に基づき適正要員を配置すること。
・休職や休暇、育児・介護勤務等の活用状況、区所の規模等の特性、社員の健康状態等を踏まえ業務に必要な要員配置を行うことは労使で認識一致。
・標準数は目安、業務量を下回らないことが重要で算定基準を変更する意志はない会社と対立。

補足7 利用者のニーズ、観光需要、社会環境の変化等により新規に臨時列車を設定する場合の設定基準を明らかにすること。また、区所の配置箇所を踏まえた行路設定をおこなうこと。 **職場実態を踏まえた列車設定を確認！！**
・新規の設定に限らず、利用の少ない列車の見直し含め、列車設定は会社の責任で行っていく。
・乗務員の状況や、メンテナンス等の実態も踏まえて臨時列車の設定を行っていく。

補足8 波動予備の算定基準は、これまでの前々年度の臨時列車の実績に基づく算定方法に加え、新年度における臨時列車の設定に基づき適正要員を配置すること。
・実績や新年度の予定を踏まえて要員配置を考えているとする会社回答について、現在員として必要な要員を配置していくことは労使で確認。
・ただし、波動予備は目安であり、算定基準を変更する意志はない会社とは対立。

補足3 会社の責任として行うべき要員確保と配置の不備による逼迫した需給状況を鑑み、安全を第一に輸送を確保している組合員に対する認識を明らかにすること。
会社 ・このような逼迫した状況の中、輸送確保に協力してもらっていることに感謝する。
・今の現実をつくり出したのは会社の責任。
・今の状況が良いとは思っていない。会社としてやるべき事は本社・支社・現場一丸となって取り組んでいく。 **求めているのは謝意ではない。責任・ミスを認め一刻も早く現状を改善しろ！！**

次回交渉では補足項目（その2）にて業務面の課題について交渉を行います！！